議事要旨(4) 税効果会計専門委員会における検討状況

冒頭、小賀坂副委員長より、税効果会計専門委員会における検討状況についての審議を行 う旨が説明され、その後、前田ディレクターより審議資料に基づき詳細な説明がなされた。 説明に対する委員からの主なコメントと、それらに対する事務局からの回答は次のとおり である。

長期解消将来減算一時差異について

- ある委員より、次のコメントがあった。
 - ▶ 長期解消将来減算一時差異に関しての取扱いを従来通り維持するという考え方は 適切と考える。継続企業を前提とすると、繰延税金資産が回収されないケースは、 税務上の繰越欠損金の期限切れが生じることを考慮する場合であり、企業の分類は 税務上の繰越欠損金の期限切れが生じる可能性の程度に基づいていると捉えてい る。このように考えれば、将来減算一時差異が生じた原因が回収可能性の判断に影響することにも合理性があるのではないか。
 - ▶ 例えば減損損失のように、事業環境の悪化を要因として巨額の将来減算一時差異が 生じた場合には、保守的に回収可能性がないものと考えることにも合理性はある。 これに対し、退職給付引当金や減価償却超過額に係る将来減算一時差異については、 事業環境の悪化が関連する可能性も低く、減損損失と異なる取扱いにも合理性はあ るのではないか。
- ある委員より、次のコメントがあった。
 - ▶ 適用指針案において回収可能性の閾値を従来どおりとしつつ、長期解消将来減算一時差異の現状の取扱いを変更すると、過度に保守的になるため、従来の取扱いを踏襲することもやむを得ないと考えている。
- ある委員より、次のコメントがあった。
 - ▶ 長期解消将来減算一時差異について、従来の取扱いを現時点で変更する必要は、必ずしもないとの事務局の提案に賛成である。合理的な見積可能期間をおおむね5年とする点について、5年目までは確実に見積ることができるのに対し、6年目以降はある程度は見積れる可能性はあるものの精度が下がっていくことから、上限を設定していると理解することができる。このように考えれば、6年目以降もある程度は見積ることができると考えられ、長期解消将来減算一時差異についての従来の取扱いも理解し得る。
- ある委員より、次のコメントがあった。

- ▶ 長期解消将来減算一時差異について、従来の取扱いを踏襲する事務局の提案に賛成である。減価償却超過額及び退職給付引当金のいずれも事業計画に織込み済みであることから回収可能性はあるとする従来の取扱いは妥当である。一方、減損損失については、事業計画に織込むことはできないことや、取扱いを変更することで大きな影響が生じることは意図していないことから、従来どおりの取扱いを支持する。
- ある委員より、次のコメントがあった。
 - ▶ 今回の改正は、運用に問題意識がある部分を中心的に見直していることから、それ 以外の部分については、従来の取扱いを踏襲することが考えられる。

経過措置と適用時期について

- ある委員より、次のコメントがあった。
 - ▶ 遡及適用する場合において事後的に入手した情報に基づく判断かどうかを区別することの困難さ、企業間の比較可能性の確保等の観点から、遡及適用を認めない事務局の提案に同意する。
 - ▶ 準備期間の必要性、企業間の比較可能性及び年度と四半期の首尾一貫性の観点から、 平成29年4月1日からの強制適用(案2)と平成28年4月1日からの早期適用(案 A)の組合せが適切であると考えている。

ある委員より、次のコメントがあった。

- ▶ 新たな適用指針により、会計上の見積りを行う方法に係る定めを変更しているため、 会計基準等の改正に伴う会計方針の変更に該当するものと考える。
- ▶ 判断を伴う会計基準を変更する場合には遡及適用することは避けるべきであり、遡及適用を認めない事務局の提案に同意する。米国会計基準の改正については、損益法から資産負債法へ根本的な考え方が変更になった改正であり、今回の適用指針の適用とは事情が異なると考える。
- ▶ 今回の適用指針の開発の発端には、企業の実態をより適切に反映させることができるように見直すべきとの緊急性があり、できるだけ早期に適用できるような時期を設定すべきであるため、平成28年4月1日からの強制適用(案1)及び適用指針公表日以後終了する四半期からの早期適用(案B)を認めることが適切である。

ある委員より、次のコメントがあった。

- ▶ 事後的に入手した情報による影響を勘案すると、遡及適用を認めない事務局の提案 に同意する。
- ▶ 早い時点で適用できるよう強い要請があることを踏まえると、平成28年4月1日 からの強制適用(案1)及び適用指針公表日以後終了する四半期からの早期適用(案 B)を認めることが適切である。これまでの取扱いからの差異をできるだけ限定し

ていることから、作成者側は(案 1)に対応できると考える。また、四半期財務諸 表については、同じ年度内の四半期間の比較可能性は重要性が低いことから、四半 期からの早期適用を認めてもデメリットは小さいと考える。

ある委員より、次のコメントがあった。

- ▶ 新たな適用指針により、会計上の見積りを行う方法に係る定めを変更しているため、 会計基準等の改正に伴う会計方針の変更に該当するものと考える。
- ▶ 遡及適用を認めた場合に、事後的に入手した情報に基づく判断を排除することが困難であるから、遡及適用を認めない事務局の提案が適切である。
- ▶ 適用指針を会社法上の大会社1万社程度を含めて円滑に適用できるようにすることを考えると、適用指針の最終化時期にもよるが、平成28年4月1日からの強制適用(案1)では難しいのではないかと考える。
- ▶ 要望が強いことを考慮すると早期適用を認めることは適切だが、四半期からの早期 適用を認めると、早期適用の開始時期が多様になってしまい、比較可能性の問題が あることから、期首からの早期適用(案 A)とすることが適切である。また、仮に 四半期からの早期適用を認める場合、四半期からの早期適用はどのように行うのか について十分な検討が必要となる。

ある委員より、次のコメントがあった。

- ▶ 新たな適用指針によって企業の実態がより適切に反映されるようになることから、 適用指針の適用による影響を純損益に反映させることが適切と考える。
- ▶ 今回の適用指針の開発は、監査委員会報告第66号の運用に問題があった点を、適切になるように見直しており、これまでの定めを大幅に変更するような内容ではない。そのため、できるだけ早期に適用できるようにすべきであり、新しい適用指針を平成28年3月期において適用できないとすることは望ましくないと考える。

ある委員より、次のコメントがあった。

▶ 今回の見直し内容如何ではあるが、適用指針を会社法上の大会社を含めて円滑に適用できるようにすることを考えると、強制適用時期については、ある程度の周知期間が必要であると考える。一方で、IFRS や米国基準を適用して連結財務諸表を作成している会社の個別財務諸表にも関係するものであり、これらの会社を含む連結財務諸表作成会社がより早期に適用したいというニーズも考慮して、早期適用時期は判断する必要があると考える。

これらに対して、事務局より、次の回答がなされた。

➤ 経過措置及び適用時期に関する事項については、適用指針の全体像を把握するためにこの段階で議論を行うこととした。今後、適用指針案の内容が固まった際に改めて検討したい。

適用指針案について

- ある委員より、次のコメントがあった。
 - ▶ 適用指針案第 16 項により総合的に分類を判断する方針に賛成する。この点に関連して、例えば当期の課税所得が十分生じてない見込みである場合には、その事実を重視する必要があると考えられ、(分類 1)や(分類 2)に関連して「すべての事業年度」という表現を見直すことについては、現実的とはいえないのではないか。

ある委員より、次のコメントがあった。

▶ (分類 2) の要件における「課税所得」を経常的なものとし、一過性のものを除く ことができれば、監査委員会報告第 66 号における要件で用いられていた「経常的 な利益」を「課税所得」に見直したことについての懸念に対応できるのではないか。

ある委員より、次のコメントがあった。

▶ (分類 3) における 5 年を超える期間を回収可能とする取扱いについて、稀なのではないかという意見と、そうではないという意見が聞かれている。このように意見が分かれる原因は、「不安定」の解釈について、5 年を超える期間を回収可能とすることが難しい程度の不安定と捉えるかどうかについての捉え方の差があるのではないか。

これらに対して、事務局より、次の回答がなされた。

- ▶ 専門委員会でも、(分類2)の要件が限定的であり、適用指針案第16項による総合 判断が必要なケースが多くなるという意見が聞かれており、非経常的な要因を除く 課税所得とする案は考えられる。一方で、経常的と非経常的を区分する判断の難し さもある。
- ▶ 現在議論いただいている適用指針案で識別された課題に対応できるかについて、関係者から意見聴取を行いながら、議論を深めていきたい。

以上